

公 示 送 達 書

令和 8 年 4 月 6 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当町役場税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 30 日

東員町長 水谷 俊郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	令和 8 年度固定資産税納税通知書（共有者用）	三重県桑名市大字島田 5 8 5 番地	中齋 香代子
2	令和 8 年度固定資産税納税通知書	三重県桑名市大字和泉 1 2 7 1 番地 3 R I S E 1 0 2 号	水越 達也
3	令和 8 年度固定資産税納税通知書	桑名市中山町 5 5 番地	佐井 順子
4	令和 8 年度固定資産税納税通知書	三重県四日市市札幌町 3 2 番地	上田 利光（相続登記未済分）
5			
6			
7			
8			
9			
10			

<備 考> 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。